

4 カラオケ施設における演奏等

カラオケボックス、カラオケルーム、カラオケ教室その他カラオケ設備を設け、客に歌唱をさせる営業を行う施設（以下「カラオケ施設」という。）において、著作物を演奏、上映（映画フィルムを用いた上映を除く。）又は伝達（第12節BGM規定の適用を受ける伝達を除く。以下本節において「演奏等」という。）する場合の使用料は、演奏等が行われる1部屋を単位として、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 月額使用料は、下表のとおりとする。

区 分	1	2	3	4
定員 標準単位料金	10名まで	10名を超え 30名まで	30名を超え 50名まで	50名を超え 100名まで
500円まで	9,000円	18,000円	27,000円	36,000円
1,000円まで	12,000円	24,000円	36,000円	48,000円
1,500円まで	15,000円	30,000円	45,000円	60,000円
2,000円まで	18,000円	36,000円	54,000円	72,000円

① 標準単位料金が2,000円を超える場合の使用料は、500円までを増すごとに、「2,000円まで」の場合の使用料に、「500円まで」の場合の使用料の $\frac{1}{3}$ の額を加算した額とする。

② 定員が100名を超える場合の使用料は、50名を増すごとに区分4の場合の使用料に、区分1の場合の使用料を加算した額とする。

(2) (1)によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

① 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

区 分	1	2	3	4
定員 標準単位料金	10名まで	10名を超え 30名まで	30名を超え 50名まで	50名を超え 100名まで
500円まで	90円	180円	270円	360円
1,000円まで	120円	240円	360円	480円
1,500円まで	150円	300円	450円	600円
2,000円まで	180円	360円	540円	720円

- (ア) 標準単位料金が 2,000 円を超える場合の使用料は、500 円までを増すごとに、「2,000 円まで」の場合の使用料に、「500 円まで」の場合の使用料の $\frac{1}{3}$ の額を加算した額とする。
- (イ) 定員が 100 名を超える場合の使用料は、50 名を増すごとに区分 4 の場合の使用料に、区分 1 の場合の使用料を加算した額とする。
- ② 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が 5 分までの場合の使用料の 2 倍の額とする。
- 利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料に、その同額を加算した額とする。

(カラオケ施設における演奏等の備考)

(定員)

- ① 定員とは、施設に設備されている客席の総数をいい、1人掛けの椅子席についてはその数を、2人掛け以上の長椅子式の椅子席については、当該椅子席の正面巾を0.5mで除して得た数を、椅子席以外の客席については、当該部分の面積を1.5㎡で除して得た数を、それぞれ客席の数とみなす。

(標準単位料金)

- ② 標準単位料金とは、カラオケ施設を利用する場合に1人1時間あたりにつき通常支払うことを必要とされる料金相当額（消費税額を含まないもの。いずれの名義をもってするかを問わない。）をいい、その算定方法については、次のとおりとする。

(ア) 部屋料に歌唱料が含まれている場合は、1人1時間あたりの部屋料（飲食代金が含まれているかどうかを問わない。また、1人あたりの部屋料相当額が明示されていない場合は、1部屋1時間あたりの部屋料相当額を定員数で除して得た額。以下同じ。）を標準単位料金とする。

(イ) 部屋料と1曲1回ごとの歌唱料がある場合は、1人1時間あたりの部屋料と10曲分相当の歌唱料の額を部屋の定員数で除して得た額の合算額を標準単位料金とする。

(ウ) 部屋料がなく、1曲1回ごとの歌唱料のみである場合は、10曲分相当の歌唱料の額を部屋の定員数で除して得た額を標準単位料金とする。

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)により難しい場合は、標準単位料金を500円とみなす。

(オ) カラオケ教室における利用の場合には、当分の間、標準単位料金を500円とみなす。

(カ) 部屋料又は歌唱料に営業時間等による料金区分がある場合は、それらの算術平均額を部屋料又は歌唱料とみなす。

(歌曲)

- ③ 歌曲において楽曲に著作権がない場合又は本協会の管理外の場合の使用料は、1曲の使用料の $\frac{6}{12}$ の額とする。
- ④ 歌曲において歌詞が本協会の管理外の場合の使用料は、1曲の使用料の $\frac{6}{12}$ の額とする。

(カラオケ伴奏による歌唱)

- ⑤ (1)及び(2)にかかわらず、専らカラオケ伴奏による歌唱（歌手などの出演者が出演報酬をうけて行う歌唱は除く。以下本節において同じ。）が行われる場合であって、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、当分の間、次のとおりとする。

(ア) ビデオカラオケによる歌唱

区 分	定 員	月額使用料
1	10名まで	4,000円
2	10名を超え 30名まで	8,000円
3	30名を超え 50名まで	12,000円
4	50名を超え100名まで	16,000円

(イ) オーディオカラオケによる歌唱

区 分	定 員	月額使用料
1	10名まで	3,000円
2	10名を超え 30名まで	6,000円
3	30名を超え 50名まで	9,000円
4	50名を超え100名まで	12,000円

(ウ) 定員が100名を超える場合の使用料は、(1)に定める使用料の額とする。

(エ) 定員が3名までの場合の使用料は、1部屋の面積が6㎡以上の場合を除き、区分1の場合の使用料の $\frac{80}{100}$ の額とする。

(注) ㉞ ビデオカラオケとは、専ら歌唱の伴奏に供される装置であって音とともに影像を連続して再生するものをいい、オーディオカラオケとは、ビデオカラオケ以外のものをいう（以下本節において同じ。）。

- ① 同一部屋内で(ア)及び(イ)の方法により著作物を利用する場合の使用料は、(ア)による。